

2019年9月30日

ミライフ株式会社

台風15号に伴う停電地域にお住まいのお客様に対する 電気料金等の特別措置について

このたびの台風15号に伴い被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

ミライフ株式会社は台風15号に伴う停電の影響で災害救助法が適用された地域および隣接する地域のうち、被災されたお客さまからのお申し出に応じて、下記の通り特別措置を実施いたします。

1. 対象者

当社と電気のご契約をされている対象地域にお住まいのお客さま

2. 対象地域

【千葉県】

千葉市中央区・花見川区・稲毛区・若葉区・緑区、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町

<上記地域に隣接する地域>

茨城県：潮来市、稲敷市、神栖市、稲敷郡河内町、北相馬郡利根町

千葉県：千葉市美浜区、習志野市、柏市、八千代市、我孫子市、白井市、夷隅郡御宿町

■参考

内閣府発表（令和元年9月12日）

「令和元年台風第15号の影響による停電に伴う災害救助法の適用について」

→ http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/pdf/r1typhoon15_teiden_01.pdf

3. 特別措置の内容

(1) 支払い期日の1ヵ月延長

・2019年8月分※、9月分、10月分および11月分の電気料金について、支払い期日を1ヵ月延長いたします。

※8月分については、支払い期日が災害救助法の適用日（9月9日）以降となる地域にお住まいの方が対象となります。

(2) 不使用月の電気料金の免除

・被災日から引き続き全く電気を使用していない場合には、被災日が属する月分の次の月分の電気料金から6ヵ月間に限り、電気料金を申し受けません。

(3) 工事費の免除

・被災日から引き続き全く電気を使用されないで契約を解約され、2020年3月末日までに新たにお申込みをいただいたものについては、原則として工事費は申し受けません。

(4) 仮設工事費の免除

・被災場所の復旧のために仮設電気を必要とされる場合で、2020年3月末日までにお申し込みをいただいたものについては、仮設工事費は申し受けません。

(5) 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

・災害により電気設備が一時使用不能となった場合、2020年3月末日までの間は復旧するまで使用ができない設備に相当する基本料金は申し受けません。

(6) 計量器等の取り付け工事費の免除

・引込線、計量器などの取り付け位置を変更される場合で、2020年3月末日までにお申し込みをいただいたものについては、原則として初回の工事費は申し受けません。

4. 特別措置の申し込み方法

特別措置のお申込みについては、当社電力コールセンターまでご連絡ください。

お問合せ・お申込み先
ミライフ株式会社
【住所】東京都港区三田三丁目5番27号
【電話】0120-25-3012
【受付時間】9:00-17:30（土・日・祝日を除く）
ミライフ電力コールセンター